

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 計量器の定期検査の実施(商工指導課)

土地改良区の役員の就退任(三件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

県営土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定予定(森林保全課)

有用広葉樹母樹林の指定(〃)

基本測量の実施(管理課)

基本測量の終了(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇ 選管告示 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 第二十一回採石業務管理者試験の実施(河川課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第四百二十四号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市、倉吉市及び境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
平成四年五月二十一日から 平成五年三月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日	実 施 時 間	実施区域	実 施 場 所
平成四年五月二十一日	午後一時から 午後三時まで	境港市	境港市民会館
平成四年五月二十二日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	〃	境港市余子公民館
〃	午後一時から 午後三時まで	〃	境港市中浜公民館

平成四年七月九日	平成四年七月八日	平成四年七月七日	平成四年七月六日	"	平成四年六月十七日	平成四年六月十六日	平成四年六月十五日	平成四年六月十二日	"	平成四年六月十一日	平成四年六月十日	"	平成四年五月二十六日	平成四年五月二十七日	平成四年五月二十五日
"	"	"	午前十時から午後三時まで	午後一時から午後三時まで	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	午前十時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	午前十時から午後三時まで	午後一時三十分から午後三時まで	午前十時から正午まで	"	午後三時から午後一時まで	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	午後三時から午後十時まで	"
"	"	"	倉吉市	"	"	"	"	"	"	"	米子市	"	"	"	"
"	倉吉福祉会館	"	倉吉市立成徳小学校	米子市巖公民館	米子市尚徳公民館	米子市富益公民館	米子市和田公民館	米子市大篠津公民館	米子市崎津公民館	米子市彦名公民館	米子市夜見公民館	境港市渡公民館	境港市外江公民館	境港市境公民館	境港市市民会館

平成四年七月十日	"	鳥取県立倉吉体育文化会館
平成四年七月十六日	午前十時から正午まで	倉吉市立成徳小学校

鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 村 邦 夫 米子市奥谷四五

平成四年三月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 瀬 尾 鹿 寿 米子市奥谷九〇九

平成四年四月一日就任 任期平成五年四月十一日まで

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 監事 大地木 睦 義 倉吉市耳六一九一一
 - “ 米 田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一
 - “ 山 本 義 高 倉吉市不入岡二三八
 - “ 坂 本 武 男 倉吉市旭田町八七
- 平成四年四月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 監事 大地木 睦 義 倉吉市耳六一九一一
 - “ 米 田 勲 倉吉市鴨河内一〇〇一
 - “ 山 本 義 高 倉吉市不入岡二三八
 - “ 坂 本 武 男 倉吉市旭田町八七
- 平成四年四月五日就任 任期三年

鳥取県告示第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した

旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 竹 本 美佐雄 米子市上福原九八二
 - “ 平 本 睦 夫 米子市上福原一一八四
 - “ 大 東 武 一 米子市西福原九六七
 - “ 井 上 皎 米子市東福原七八九一
 - “ 梶 原 福 市 米子市西福原一三四六
 - “ 永 見 新 一 米子市西三柳二一八五
- 監事 米 田 潤之助 米子市皆生七八
- “ 大 先 進 米子市西福原一二〇八
- 平成四年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 中 田 耕 米子市皆生一六七二一一
 - “ 平 本 睦 夫 米子市上福原一一八四
 - “ 大 田 節 夫 米子市西福原一一四八
 - “ 井 上 万吉男 米子市東福原八二八
 - “ 大 先 進 米子市西福原一二〇八
 - “ 永 見 新 一 米子市西三柳二一八五
- 監事 八 幡 淳 米子市上福原五六三

” 大 太 敬 二 米子市西福原九四一
平成四年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業北条（土下3号線）地区農道整備）を平成四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十九号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営かんがい排水事業北条砂丘地区農業用排水
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業灘手
地区農道整備

平成四年三月二十日
平成四年三月二十五日

鳥取県告示第四百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字勝田川頭西平八〇七の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十一号

有用広葉樹母樹林を指定したので次のとおり告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	指定年月日	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ヘクタール)	所有者等の住所 及び氏名又は名称
四一三	平成四年四月二十一日	ヤマザクラ	鳥取市円護寺七七九一及び七七九一二	二二一・四三		鳥取市尚徳町二六鳥取市
四一二	〃	ミズナラ	日野郡江府町大字御机七〇九一〇	二六四一・二〇		(管理者) 日野郡江府町大字江尾四七五江府町 (使用者) 東京都港区虎ノ門二丁目六一四 財団法人国民休暇村協会 国(大山隠岐国立公園管理事務所)

四一三	〃	ホオノキ	東伯郡三朝町大字木地山九〇四一二八	二二一・九九	東伯郡三朝町大字木地山六八五石原孟明
-----	---	------	-------------------	--------	--------------------

鳥取県告示第四百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)
- 二 作業期間 平成四年四月十五日から平成五年二月二十八日まで
- 三 作業地域 岩美郡岩美町、八頭郡郡家町及び河原町、東伯郡東伯町及び赤碕町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第四百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業地域 米子市、八頭郡河原町、東伯郡関金町及び赤碕町、西伯郡淀江町並びに日野郡日南町
- 三 終了年月日 平成三年十二月五日

鳥取県告示第四百三十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成四年二月二十四日 鳥取県指令受米土維第九百七十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市旗ヶ崎九丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松江市嫁島町一―一二
積水ハウス山陰株式会社
代表取締役 大橋孝司

鳥取県告示第四百三十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成四年一月二十日 鳥取県指令受都計三一三第八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市大谷字中尾、字松ノマエ及び字東ドウブヶ並びに入箇字林ノ下
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市夔町七二二
倉吉市長 早川芳忠

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、平成四年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体と

なつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井上幸喜後援会	山懸 重雄	井上 蓉子	鳥取市松並町一丁目二八二 一―二
角谷敏男後援会	貞光 信之	長田 明	鳥取市雲山四八一三
小玉正猛後援会	上根 庸蔵	河崎 重美	鳥取市賀露町九一七
杉根修後援会	中江 豊	谷本 毅	倉吉市横田三九一―一
鈴木昇一後援会	間屋口良一	瀬戸根和男	岩美郡岩美町大字本庄三三 二―四
武田実後援会	西垣 正温	森田 豊美	岩美郡国府町大字宮下一九
田中清一後援会	岡田 明	田中 輝蔵	岩美郡岩美町大字高山六〇 一―一
田村繁夫後援会	田村 祐吉	山西 修治	米子市富士見町二丁目一〇
中村卓朗後援会	雑賀 勲	中村 哲朗	西伯郡会見町高姫七三四
みどりと文化で豊かなまちづくりの会	坂本 朝子	藤原 栄喜	倉吉市昭和町一丁目一八
両川洋々後援会	奥山 善雄	河崎 隆雄	鳥取市扇町一六六
和田進後援会	坂田 武男	林 恭治	八頭郡智頭町大字南方一― 八三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	ウエザーリポーター2	株式会社せさむら遊機

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第21回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成4年4月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）	2時間30分
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成4年6月2日（火）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

3 受験の手続

- 次の書類を最寄りの土木事務所へ提出すること。
 - (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
受験願書及び履歴書は、土木事務所へ備え付けてある所定の用紙を使用すること。
 - (3) 写真
手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。
- 4 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 6,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

平成4年4月23日（木）から同年5月18日（月）まで

6 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、土木事務所にお問い合わせのこと。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成4年4月21日

鳥取県公安委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（次号イに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

1 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
初心者講習	平成4年5月19日	午前9時30分から	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁本庁舎地下1階第3会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
	平成4年5月14日	午後1時30分から	米子市樫町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成4年5月26日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査

を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条の規定により公示する。

平成4年4月21日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類

(1) 乙種第4類危険物取扱者試験

(2) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

区 分	日 時
乙種第4類危険物取扱者試験	平成4年6月28日(日) 13時15分から
丙種危険物取扱者試験	平成4年6月28日(日) 10時15分から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市扇町21 県民ふれあい会館

倉吉市山根529-2 倉吉体育文化会館

米子市東福原36 米子市農業協同組合

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)

(2) 受験願書受付期間

平成4年4月27日(月)から同年5月16日(土)まで(郵送の場合
は、5月16日(土)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

(3) 受験手数料

乙種第4類危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱
者試験にあっては2,700円を、所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防
災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

(2) 問合せ先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

(電話0857-26-8389)